

第 1 4 教育委員会の補助金について

1. 教育委員会管理課の補助金

(1) 高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付決定時の支出の効果の検討について（意見 1 5 2）

成果指標がなく、補助金支出の効果測定などの分析が行われていないことにつき、第 4 の第 3 項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

教育長は、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）が行う高等学校等奨学金貸与事業の運営費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、奨学金貸与運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額につき、要綱上、上限額は定められていない。

補助対象経費は事業団雇用者報酬・手当、社会保険料、事務費、その他教育長が承認した経費と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は（公財）群馬県教育文化事業団であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、支出先は、要綱により、同事業団に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱等に基づき算出され、財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 1 7 年度に開始され、1 0 年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成 2 3 年度	10, 574	9, 027
平成 2 4 年度	10, 483	8, 522
平成 2 5 年度	10, 211	8, 366
平成 2 6 年度	10, 258	9, 063
平成 2 7 年度	11, 870	10, 117

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月末日までに提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 本件補助金の事後点検

補助金の交付により期待された効果が出ていると認識されているが、具体的な成果目標が設定されておらず、特段の評価は実施していない。

2. 教育委員会福利課の補助金

(1) 公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めがないことについて（意見153）

結論：本件補助金の交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めを明記すべきである。

説明：本件補助金の交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的に関する定めが見当たらず、「趣旨」として「県は、公立学校共済組合群馬支部（以下「共済組合」という。）が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」との記載があるのみである。

確かに、本件補助金は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することを地方公共団体に義務付けた地方公務員法第42条が根拠となると考えられ、地方公務員等共済組合法第112条第1項第1号の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業に対する補助金であるから、上記のような趣旨規定が置かれたのかもしれない。

しかし、実際は、上記の事業を、人間ドック・骨密度検診・教職員カウンセリングというように補助対象事業と補助金が具体化されており、これらが、上記の法令等に基づく事業を実施し、職員の健康保持・疾病予防・元気回復等を図る目的で成すものであることは、法令が存在していても、補助事業実施の目的となり得る事柄である。

本件補助金の位置付けを明確にする意味でも、地方公務員等共済組合法に規定される「福祉事業」に対する補助金であること、及び、そこから導かれる本件補助金の目的を交付要綱上も明らかにしておくことが望ましい。

(イ) 支出の効果の検討と事後評価をしていないことについて（意見154）

結論：本件補助金の支出の効果の検討と事後評価を行うことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、前述のとおり、人間ドック・骨密度検診・教職員カウンセリングであるが、そのうち人間ドックについては、労働安全衛生法第66条等により事業主として実施義務のある定期健康診断の代用として認められているものであるから、確かに、支出の効果・事後評価に関わらず、実施すべき事業であるという考え方も成り立ち得る。また、同法第69条により事業主として教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を講じるよう努める義務があり、骨密度検診と教職員カウンセリングは、この必要な措置と講じているのであるから、事後評価はともかく事前の支出の効果は問題とならないという考え方も成り立ち得る。

しかし、本件補助金が労働安全衛生法からも根拠付けられるとして、補助事業や補助要件の設定については裁量の幅があるはずであり、より効率的・有効的・経済的に補助金が機能するようにするためには、支出の効果の検討と実施後の評価は行うことが望ましい。なお、その効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが望ましい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県教育委員会は、公立学校共済組合群馬支部が実施する各種の福祉事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

上限額は定められていない。人間ドックは、40歳以上で一人一回1万1千円。骨密度検診は、補助率2分の1。教職員カウンセリングは補助率10分の10。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公立学校共済組合群馬支部であり、県有施設（駐車場）を貸与している。本件補助金の性質上、要綱により同支部に限定されている。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は一般財源である。交付決定前において、支出の効果の検討はされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	128,369	128,193

平成24年度	120,161	120,133
平成25年度	103,442	103,292
平成26年度	95,618	95,463
平成27年度	90,874	90,340

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先に6名の県職員を派遣しているが、人件費は交付先が負担している。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月末日までに提出するものとされている（要綱第10条）。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

特段の成果指標は定めておらず、効果測定や事後的評価はしていない。

3. 教育委員会義務教育課の補助金

(1) へき地教育センター運営費及びへき地学校巡回図書補助

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標ないし目標の設定について（意見155）

結論：具体的な成果指標ないし目標を設定すべきである。

説明：本件補助金については、成果指標が設定されていないため、補助金の必要性・妥当性の検証のための効果測定が有効になし得ない状態にある。具体的な成果指標を設定すべきである。

もっとも、本件補助金については、数値的な目標を設定しづらいとのことであり、何をもって、へき地教育の成果指標とするのか想定するのが困難であろうことは想像に難くない。しかし、数値化が困難であるからといって、成果指標ないし目標の設定を諦めることは妥当ではない。本件補助金を交付することによって、到達すべき状態を想定して、それに近付いたかどうかを測る方法はあるはずである。

適切な指標が見付かるまでは、例えば、へき地教育センターの利用者にいくつかの質問項目を用意し、5段階で満足度を回答してもらうといったアンケートを行って、その結果を評価し、目標設定に繋げることも考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「へき地教育の振興を図るため」という目的が掲げられている。交付の目的は、学校教育の指針を踏まえ、吾妻郡及び利根郡の全小・中学校の特色ある学校経営の推進を援助し学校相互の交流の促進や、教職員の研修の充実に寄与することにある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、へき地教育センター補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

交付要綱上は上限額の定めはない。へき地教育センターの設置及び運営に必要な経費と定められている。補助率は2分の1以下との定めがある。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は吾妻郡へき地教育センター、利根郡へき地教育センターなどであり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、同センターなどに限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和48年度に開始され、42年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,080	1,080
平成24年度	1,080	1,080
平成25年度	1,000	1,000
平成26年度	800	800
平成27年度	800	800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営及びへき地校巡回図書購入補助であり、定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

へき地教育センターに対する県の補助の他に、同センターには、市町村による設置者負担がある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.05人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日以内に実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。成果指標について

は特に定められておらず、特段の評価は実施されていない。

4. 教育委員会高校教育課の補助金

(1) 地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の目的と補助事業の定め方について（意見156）

結論：本件補助金の目的と補助事業について、地区ごとの課題への取組みを促進させる点を反映させるべきである。

説明：本件補助金の目的として、「各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会に対して補助し、その活動等の促進を図り、本県教育の振興に資すること」としか定めがなく、補助事業としても「広域非行防止活動」「研究調査活動」「中高交流活動」としか定めていない。そのために、本件補助金の目的が曖昧に過ぎ、支出の効果についての検討もできない。本件補助金の目的はより明確化・具体化されることが望ましいといえる。

もっとも、生徒指導の課題は各地区によって異なっており、一律に具体的な項目を目的に掲げることが困難な状況にあることも確かである。

そこで、本件補助金の目的と補助事業については、各地区の課題への取組みを促進させる点を記載し、後に述べる支出の効果の検討を可能とすべきである。

(イ) 支出の効果の検討方法について（意見157）

結論：本件補助金について、各地区の生徒指導担当教員へのアンケートなどを通じて、支出の効果の検討を行うことが望ましい。

説明：本件補助金の目的に対して、補助金支出がどの程度効果があったのか検討し、評価を行うべきであるが、非行件数の増減などの分かりやすい数値では必ずしも測りきれないものがあるのは確かである。

しかし、数値目標を立てにくいからと言って、支出の効果の検討や評価を行うことを諦めるのは早計であり、本件補助金によって、達成されるべきあるべき状態を想定し、それに対して、どの程度の効果があったのか、現場の生徒指導担当教員にアンケートを行うなどして、その結果を吟味し、評価することは可能である。

もっとも、各地区に対しては少額の補助金なので、アンケート回答者に不相応な負担をかけないよう、実績報告書に付記することを認めるなど、簡易な方法によることも、やむを得ない措置として許容し得る。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会に対して補助し、その活動等の促進を図り、本県教育の振興に資することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額につき、要綱上は「予算の範囲内で」と規定するのみで、具体的な算定方法、上限額等に関する規定はない。

申請内容の審査により、本件補助金支出の効果を検討している。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により上記協議会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

申請内容を審査して算出される。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額
平成23年度	360	360
平成24年度	336	336
平成25年度	300	300
平成26年度	300	300
平成27年度	300	300

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了の日から1か月以内、又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

(2) 全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 支出の効果の検討方法について（意見158）

結論：専門部ごとに責任者のアンケートを採るなどして、支出の効果の検討

や事後的評価を行うことが望ましい。

説明：本件補助金については、支出の効果の検討や事後的評価がなされておらず、その原因として、順位が付かない種目もあり、具体的な成果指標を設定しにくいという事情がある。

しかし、本件補助金によって、県内の高校生の代表が全国高等学校総合文化祭に参加することで、参加した本人達の学びの他、他の都道府県の高校との交流、群馬県のPRなどの効果があるものと考えられる。例えば、参加した専門部ごとにその責任者に対し、参加した生徒の学びの深まりの程度、他の都道府県の高校との交流の程度、群馬県のPRができた程度などの項目を設定して五段階で回答してもらい、そうしたアンケート結果は、主観的なものではあるかもしれないが、継続的に収集すれば、参考になることも多く、支出の効果の検討や事後的評価を行うことも可能であると考えられる。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金の目的につき、交付要綱は、「県は、社会教育法第3条に基づき、県民の豊かな情操と教養の涵養並びに本件芸術文化の普及振興を図るため、当該団体に対し、補助金を交付する。」旨規定する。

また、助成事業実績報告書上は、事業目的につき、「高等学校教育の一環として、高等学校生徒に各種の芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供する全国高等学校総合文化祭に積極的に参加することにより、文化活動へのより一層の意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、文化事業を通して全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図る。」旨定めている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金交付要綱、全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金支給規程

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額につき、交付要綱には「予算の範囲内で定額とする。」としか定められていない。

補助対象経費につき、交付要綱には「派遣及び作品参加に要する交通費、旅費、食糧費、運搬費」と定められている。さらに、支給規程には「(補助対象事業) 補助金の対象となる事業は、全国高等学校総合文化祭(以下、「大会」という)への生徒派遣及び作品参加とする。(補助対象経費) 補助金の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する往復の交通費(鉄道賃、航空賃、バス代) 宿泊費、運搬費及び作品制作費とする。」と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の性質上、支出先は群馬県高等学校文化連盟に限定されている。同連盟は県立高校内に所在するが、事務局が当該県立高校の職員であり、同連盟の県有施設の利用関係はない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等によ

り確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱、申請、実績報告等を基礎に算出する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和61年度に開始され、29年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,300	1,300
平成24年度	1,200	1,200
平成25年度	1,150	1,150
平成26年度	1,140	1,140
平成27年度	1,055	1,055

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業終了後すみやかに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

補助金の交付により期待される効果は十分出ていると認識しているが、具体的な成果指標などは設定されていない。

5. 教育委員会特別支援教育課の補助金

(1) 群馬県市立特別支援学校費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告の提出期限について（意見159）

実績報告書の提出時期について「当該補助金の交付決定を受けた補助事業者は、年度終了後1か月以内」と規定されていることにつき（要綱第7条）、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、市立特別支援学校を運営する設置市に対し、予算の範囲内で特別支援学校費の一部について補助を行い、もって県と市が連絡協調のうえ特別支援学

校教育の円滑な推進を図るものとされている（要綱第2項）。

補助対象事業は特別支援学校の運営であり、補助対象事業者は特別支援学校を設置している市である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県市立特別支援学校費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は、（当該年度決算見込額）－（特定財源）－（普通交付税措置額）により計算された額を基準として（要綱第4項）、予算額の範囲内で定めた額とされている（要綱第5項）。

補助対象経費は経常経費（県教育長が認める投資的経費を含む）に係る市費負担超過一般財源とされ、補助率は3分の2とされている（要綱第4項）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は前橋市、高崎市、桐生市、太田市である。全ての者（市立特別支援学校の所在する市）に交付されている。その他は既に県立移管しており、唯一ある私立の特別支援学校に対しては別の補助金が交付されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に定める算出方法に従い決定される。財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、36年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	93,961	84,600
平成24年度	119,220	112,189
平成25年度	62,866	66,666
平成26年度	62,244	61,942
平成27年度	62,244	49,851

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.15人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度終了後1か月以内の実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、裏付け資料の提出を求めるほか、毎年度一つの市を対象に現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

成果指標等は定めておらず、特段の評価は実施されていないが、学校運営が順調であること、生徒数も各市100人程度（桐生市は40名程度）が確保できていることが効果として考えられている。

(2) 群馬県市立特別支援学校施設整備費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出期限について（意見160）

実績報告書の提出期限について「事業完了の日から10日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と旨規定することにつき、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、市立特別支援学校を運営する設置市（特別支援学校設置市）が行う特別支援学校施設整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、特別支援学校教育の円滑な推進を図るものとされている（要綱第2条）。

補助対象事業は、国庫補助の対象となった事業を基本とし、国庫補助対象を超える事業の実施については、事前に県と協議するものとされている（要綱第4条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県市立特別支援学校施設整備費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額は、補助対象経費から国庫補助金及び地方債を除いた市費負担額の3分の2の範囲内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は前橋市、高崎市、桐生市、太田市である。全ての者（市立特別支援学校の所在する市）に交付されている。その他は既に県立移管しており、唯一ある私立の特別支援学校に対しては別の補助金が交付されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に定める算出方法に従い決定される。財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、39年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	-	-
平成24年度	24,001	23,934
平成25年度	642	-
平成26年度	505	771
平成27年度	5,292	1,964

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設整備費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.15人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度終了後1か月以内に実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

成果指標等は定めておらず、特段の評価は実施されていないが、特別支援学校の施設・整備が充実し、もって学校環境が充実すること。また学校運営が順調であること、生徒数も各市100人程度（桐生市は40名程度）が確保できていることが効果として考えられている。

6. 教育委員会生涯学習課の補助金

(1) 昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 具体的な成果指標などの設定（意見161）

結論：本件補助金の具体的な成果指標や測定方法を設定すべきである。

説明：近年、予算は減額されているが、各市町村の教育委員会からの要望は増えており、本件補助金の交付により期待される効果は出ていると認識しているとのことであった。しかしながら、具体的な成果指標などは定められておらず、自然体験を伴う教育の目的や県有施設の利用促進に対して、どのような効果があるのか具体的に把握することは困難である。担当課では、要望が増えていることを成果と考えており、利用件数や利用者数の増加に貢献していると認識しているとのことであった。こうしたことから、施設の利用促進の側面では、利用者数や利用件数などに基づいて成果指標を設定することが可能であると考えられる。他方、自然体験を伴う教育の目的については、参加者の満足度を調査することや、理科教育に好影響を与えた程度を指標化することなどの方策が考え得るが、この点は教育現場での利用のされ方などを調査して、指標を設けることができるかの検討が求められる。第4の第3項参照。

(イ) 実績報告を受けた後の評価（意見162）

結論：補助事業者から実績報告を受けた後、補助金の効果についての事後的評価を行うべきである。

説明：補助事業者から実績報告を受けた後、実績報告書の正確性の検証を行

なうに留まり、補助金の効果の評価に繋げるということはなされていなかった。

補助金の事務手続の中で事後的評価に関する手続を行うべきことは定められていないので、手続違反というわけではないが、本件補助金を継続すべきかどうか、どの程度の予算が必要なのか、交付の要件や手続に改善の余地はないか等といった点を検討するためには本件補助金の効果についての事後的評価を行うことが望ましい。

担当課では、主に予算要求と並行して行う要望調査の結果や利用学校・利用者数の実績によって、本件補助金の効果はあると認識しているとのことであるが、独立した事後的評価のプロセスを設けた方が、検討の経過が明確になり、説得力が増すと考えられる。第4の第3項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、県内の子供達に自然や環境、科学等理科教育について、実証的に体験する機会を提供することを目的として、市町村立小学校等が県立ぐんま昆虫の森、県立ぐんま天文台、あるいは、県生涯学習センター少年科学館において行う自然学習教室の実施に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

バス1台当たりの補助額は2万円を上限とし、1台当たりの補助額×台数で計算される。

補助対象経費は事業の実施に要するバスの借り上げ料である（バスの借り上げ料にガイド料、有料道路使用料、駐車場、保険料等付帯的経費が含まれている場合、これらの経費を除く。）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は前橋市他20市町村、学校法人であり、市町村からさらに市町村の公立小学校へ交付される。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に基づき算出される。財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成18年度に開始され、10年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	6,000	5,859
平成24年度	5,280	4,954
平成25年度	4,646	4,280

平成26年度	4,000	3,769
平成27年度	4,000	3,776

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後20日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものとされている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。

(2) 社会教育関係団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付要綱に暴力団等反社会勢力排除条項がないこと（指摘事項93）

第4の第1項参照。

(イ) 補助金交付先の選定と支出の公平性について（意見163）

結論：現在の交付先以外にも交付先となり得る団体等はないかどうかを定期的に確かめ、支出の公平性が保たれるよう配慮すべきである。

説明：本件補助金は、社会教育団体及び群馬県教育委員会が認める団体の活動を助成するために交付されるものであるが、交付先は群馬県地域婦人団体連合会のみである。他に補助対象となり得る相手先は存在しないと認識しているが、それがどうか定期的に確かめることはしていないとのことであった。

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであり（社会教育法第10条）、こうした団体が群馬県地域婦人団体連合会のみであるとは限らない。また、補助対象事業としても、①全県的又は、広域にわたるものであること、②社会教育上の成果が期待できるものであることとの限定しかないことから、他にも①②に該当する事業を行っている団体等が存在する可能性がないとはいえない。

他団体からは本件補助金の申請がないとの抗弁も考え得るが、それに対しては、本件補助金の存在や要件等に関する情報発信が十分かという問題も提起され得る。この点に関し、①県は、社会教育団体に対して、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならないとされ（同法第12条）、社会教育団体に補助金を交付する場合には社会教育委員の会議の意見を聴かなければ

ればならないとされており（同法第13条）、団体の自主性も尊重しなければならないこと、②学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から成る社会教育委員の会議の意見を聴いて本件補助金を交付していること、③現実問題として、近年、広域的な社会教育団体の活動自体が低調であり、既存の団体と同程度の活動をなし得る新たな団体が出てくる可能性は少ないことといった反論にも首肯できる面はある。

しかし、①その自主性が尊重されるべき団体に交付する以上、支出の公平性に疑いを差し挟む余地がないようにしておく必要性は高いともいえ、②社会教育委員会の会議で適正な審議がなされるようにするためにも、本件補助金の交付対象となり得る団体等の有無についての調査結果を提示した方が望ましいと考えられること、③広域的な社会教育団体の活動自体が低調なことは本件補助金の交付先が既存の団体一つであることを正当化する根拠となる反面、そうした活動に対する社会的ニーズの低下をうかがわせる事情でもあり、本件補助金の見直しの契機ともなり得る事柄であるから、補助対象となり得る団体等の有無の調査・確認の必要性を減じるものではない。

したがって、定期的に補助対象となり得る団体等の有無を確かめることによってこそ、本件補助金支出の公平性が保たれると考えられる。

（ウ）支出の効果の検討について（意見164）

結論：支出の効果は具体的に検討すべきである。

説明：本件補助金の支出の効果については、「本県における婦人団体の中核である群馬県地域婦人団体連合会の事務局運営が強化されることにより、県内の婦人団体との連携が図られ、婦人の資質向上や地域における連帯感の高揚、青少年の健全育成、生活環境の改善、ボランティア活動等が活発に行われ潤いのある地域社会作りのための一助となっている。」と評価付けされている。

補助金事務の中で支出の効果の検討が必ず必要な手続とされているわけではないので、やむを得ない面もあるが、検討内容が抽象的であり、具体的とはいえない。具体的な成果指標を設定するなどして、本件補助金の効果を具体的に検討できるようにすることが望ましい。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

群馬県地域婦人団体連合会は、県内12郡市の地域婦人団体（44単位婦人会）で構成。会員数3725人の連合体でその運営の要は事務局の強化充実であり、それによって本会の婦人の資質向上や地域作り及び社会福祉の増進を図るとされている。

本県における婦人団体の中核である同連合会の事務局運営が強化されることにより、県内の婦人団体との連携が図られ、婦人の資質向上や地域における連帯感の高揚、青少年の健全育成、生活環境の改善、ボランティア活動等が活発に行われ潤いのある地域社会作りのための一助となっている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、社会教育関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額につき、交付要綱には「予算の範囲内で定額」としか定められていない。補助対象経費につき、交付要綱には「事業の実施に要する経費及び運営費」としか定められていない。補助割合につき特に定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県地域婦人団体連合会であり、県有施設の貸与はない。補助事業者の遂行能力の有無につき特別な検討は行っていないが、同連合会の歴史・下部組織の広がり等から遂行能力に問題はないものと認識されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果について検討されているが、内容がやや抽象的である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金が開始した年度は不明である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	800	800
平成24年度	800	800
平成25年度	710	710
平成26年度	710	710
平成27年度	710	710

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

20日以内又は翌年4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。
特段の評価は実施していない。

(3) 社会教育(青少年教育)関係団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付先の選定と支出の公平性について（意見165）

結論：現在の交付先である3団体以外にも交付先となり得る団体等はないかどうかを定期的に確かめ、支出の公平性が保たれるよう配慮すべきである。

説明：本件補助金は、社会教育団体（青少年教育）の活動の推進を図るために交付されるものである。交付先は、日本ボーイスカウト群馬県連盟、（一社）ガールスカウト群馬県連盟、（公社）群馬県子ども会育成連合会の三団体に限られているが、他に補助対象となり得る相手先等がないか定期的に検討してはいないとのことであった。

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであり（社会教育法第10条）、こうした団体が前記三団体のみであるとは断定しきれない。また、補助対象事業としても、①全県的又は、広域にわたるものであること、②社会教育（青少年教育）上の成果が期待できるものであることとの限定しかないことから、他にも①②に該当する事業を行っている団体等が存在する可能性があるともいえ、前記三団体のみ補助金支出をするに際しては、公平性が保たれるよう配慮すべきである。

もっとも、①かつては、県内の9団体に対し補助金を交付していたが、団体の構成員数が減少したこと等により、現在の3つの補助金交付先となっており、本件補助金の対象となるような広域で活動する同種団体が出てくる可能性は高いとはいえない。

また、②新たな社会教育関係団体が出てくれば、事業実施の際に教育委員会に後援申請を行うことが想定され、本件補助金の要件を充たすような団体等であれば、本件補助金について情報提供することもできるので、本件補助金の交付先となり得る団体等が漏れる可能性もまた高いとはいえない。

さらに、③社会教育委員の会議の意見を聴いて本件補助金支出先の審議を行っており、恣意性は排除されていると見ることできる。

しかし、①団体の構成員数の減少傾向は逆に社会的ニーズの低下を示す事情ともなり得ること、②後援申請をするかどうかは団体等の自主性に任されており、網羅的な機会ではないこと、③対象となり得る他団体の有無については、当該会議資料に載せなければ議事の対象となる可能性が低いことから、前記の理由で本件補助金の対象となり得る他の団体等の有無を確かめる必要性がなくなるわけではなく、支出の公平性を保つ手段としての有用性も損なわれるものでもない。

（イ）支出の効果の検討について（意見166）

結論：支出の効果は具体的に検討すべきである。

説明：本件補助金の支出の効果について、特に成果指標が定められておらず、成果指標等に基づいた事前・事後の支出の効果の具体的検討もなされていなかった。

もっとも、交付先である団体の事業計画と実績報告書の確認・検討によって補助金に意義のあることは確かめられており、担当課において、本件補助金の

効果について、全く配慮されていないわけではない。

しかし、本件補助金は創設時からの経過年数も相当長期化しており、一般的に、同種団体の活動が低調となっていく中で、支出を継続することの正当性については、支出の効果の具体的検討を経てみないと、判定が難しいともいえる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

社会教育（青少年教育）活動の推進を図るため、社会教育（青少年教育）関係団体が実施する事業に対し補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、社会教育（青少年教育）関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額については、予算の範囲内と定めるのみで上限額の定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は日本ボーイスカウト群馬県連盟、（一社）ガールスカウト群馬県連盟、（公社）群馬県子ども会育成連合会であり、県有施設の貸与がある。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和31年度に開始され、59年継続している。

(公社) 群馬県子ども会育成連合会 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,040	1,040
平成24年度	1,040	1,040
平成25年度	1,040	1,040
平成26年度	1,040	1,040
平成27年度	1,040	881

日本ボーイスカウト群馬県連盟 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	270	270
平成24年度	270	270
平成25年度	270	270
平成26年度	270	270
平成27年度	270	270

(一社) ガールスカウト群馬県連盟 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	190	190

平成 2 4 年度	190	190
平成 2 5 年度	190	190
平成 2 6 年度	190	190
平成 2 7 年度	190	190

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、補助対象経費の2分の1以内という条件付きの定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後、20日以内又は翌年4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。
成果指標は特に定められておらず、効果測定もされていない。

7. 教育委員会健康体育課の補助金

(1) へき地学校巡回検診事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の廃止を検討すべきこと（意見167）

結論：補助金の廃止を検討すべきである。

説明：本件補助金は、昭和35年に設置された補助金であり、医療環境の十分ではなかつたいわゆるへき地に所在する学校に医師等を派遣し、もって医療環境の充実を図ることを目的としていた。当初は、地域住民も受診できる体制となっており、医療へのアクセスが不十分であった地域においては、当該事業が果たす役割は高かったものと考えられる。

しかし、補助金設置当初と比較し、医療の拡充及び交通環境の整備が進んだ現在にあつては、いわゆるへき地にあつても医療へのアクセスが必ずしも不十分とはいえず、医師等の派遣につき補助を行う本件補助金が果たす役割は薄れていると言わざるを得ない。平成25年には補助金を対象経費全額から2分の1に減額する見直しをしているが、補助金自体の意義を再考し、廃止も含めて再検討を行うべきである。

(イ) 効果測定が不十分であること（意見168）

結論：本件補助金の支出に伴う効果測定が不十分である。

説明：本件補助金は、へき地に医師を派遣し生徒の医療へのアクセスを確保するものであって、病気等の早期発見や未然の防止こそが診断の目的であると言えるから、事業実施による診断結果を把握することが肝要であり、補助金の効果の把握と言える。具体的には、診断について、何人が受診し、何人が再受診または経過観察となり、何人が要治療となったのか等、その具体的な結果を得て初めてその効果を把握できているといえる。

しかるに、本件補助金の実績報告書をみると、具体的な診断結果として上記事情を記載する市町村もあれば、参加人数と抽象的結果しか報告していない市町村も散見された。上記からすれば、市町村に対して上記具体的な結果を報告するよう求めるべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県教育委員会は、市町村が公益社団法人群馬県医師会に業務委託をし、自らが所管するへき地学校へ耳鼻咽喉科医、眼科医を派遣し児童生徒の健康診断を実施する事業に対して補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、へき地での健康診断実施事業であり、補助対象事業者は市町村である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、へき地学校巡回検診事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額については、本件補助事業の一回分の経費を経費とし、予算の範囲内において算出する(要綱第2条)。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村であり、そこから群馬県医師会へと費用が支払われる。支出先への県有施設の貸与はない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱の規定に従い算出される。眼科、耳鼻咽喉科の両方を実施する場合には事業費23万円の2分の1である11万5000円、眼科のみ実施する場合(高山村)は事業費15万円の2分の1である7万5000円である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和35年度に開始され55年継続している。平成24年度までは全額を負担していたが、平成25年度より補助対象経費の2分の1に減額した。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,840	1,680
平成24年度	1,840	1,680

平成 2 5 年度	920	880
平成 2 6 年度	920	725
平成 2 7 年度	920	880

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、2分の1以内の定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

当該年度の事業完了後1か月以内又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

効果としてはへき地における子どもの医療充実が挙げられるが、効果測定はなされていない。

- (2) 群馬県体育大会等振興費補助金（①群馬県中学校総合体育大会開催費補助金、②全国・関東中学校体育大会派遣費補助金、③群馬県高等学校総合体育大会開催費補助金、④関東高等学校体育大会開催補助金、⑤全国・関東高校体育大会派遣費補助金（定時制・通信制含む）、⑥全国高等学校野球選手権大会派遣補助金、⑦選抜高等学校野球大会派遣補助金）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 施行年月日、公印区分及び施行区分（指摘事項94）

③につき、第4の第2項参照。

(イ) 要綱を見直すべきこと（意見169）

結論：要綱の適用対象となる補助金の範囲が広範に過ぎる。

説明：本件補助金は、群馬県体育大会振興費補助金交付要綱に基づき交付されているところ、同要綱は、補助対象事業者を、群馬県小学校体育研究会から群馬県聾学校体育後援会までの6団体、補助対象事業を体育大会等開催事業、全国・関東大会等派遣事業、その他知事が特に必要と認める事業と規定する。

本要綱に基づき17項目の補助金を支出しているところ、小学校体育研究会が行う事業と高等学校体育連盟が行う事業、また聾学校体育後援会が行う事業等、その規模、内容等は大きく異なるのであって、本要綱のみでそのすべてを網羅しようとするれば、必然的に内容は抽象的なものとならざるを得ない。また、変動性のある補助割合やその他細部の手続に関し実施要領で規定することはや

むを得ないとしても、各補助金の基礎となる算出方法や補助対象経費等の規定は要綱に規定すべきである。

したがって、各補助金に即した形で要綱を見直し、必要があれば補助金の区分に応じて要綱の細分化を検討すべきである。

(ウ) 旅費の算出方法を明確に規定すべきこと（意見 170）

結論：本件補助金③⑤につき、旅費の算出方法を明確に規定すべきである。

説明：本件補助金③⑤の実施要領は、旅費の算出方法につき、「交通費については、前橋を基点とした開催地までの往復運賃の7割とする。片道運賃をJR鉄道の利用、101km以上の乗車は学割（×0.8）で積算する」と規定されている（実施要領第4項）。一方で、JR鉄道以外の利用が必要となった場合の算出方法、特急、急行料金の措置、新幹線や指定席利用等に関する規定等が存在しない。

補助金の交付に当たってその算出方法が重要であり、これら料金の計上が必要なのであれば、要綱または要領においてより具体的に明記すべきである。この他、旅費支給基準の必要性等につき、第4の第4項参照。

(エ) 高体連の運営収支状況を把握すべきこと（意見 171）

結論：本件補助金③につき、高体連の運営収支状況を把握すべきである。

説明：本件補助金③は群馬県高等学校総合体育大会開催事業に係る事業費補助であるところ、実績報告にあつては、当該補助事業に係る収入支出決算書等が提出されており、この点に不備はない。

本事業は、県の補助金、高体連・専門部・競技団体の負担金、参加料その他により実施されているところ、本件補助金③の支出の額が適正相当であるというためには、負担金を支出する各団体の収支状況についても一定程度把握する必要がある。

したがって、事業実施主体である高体連の運営収支状況についても、資料の提出及び現地調査等により把握し、額の見直し等を検討すべきである。

(オ) 概算払いの必要性につき疎明資料を求めるべきこと（意見 172）

結論：本件補助金②⑥⑦につき、概算払いの必要性につき疎明資料を求めるべきである。

説明：本件補助金②は、補助対象となる派遣事業5事業の内、夏季関東大会、夏季全国大会、冬季全国駅伝大会の3事業において概算払いを実施している。

あくまで補助金は補助額確定後交付が原則であり、概算払いは額確定前における事業実施のための例外的措置に過ぎないことからすれば、概算払いは必要かつ相当な範囲で認められなければならない。

疎明資料としては、夏季全国大会においてのみ、連盟の一般・特別会計予算の概要書が提出されているが、より具体的な年間の収支予算計画書等の提出を求めたうえで、必要かつ相当な範囲の検討を行うべきである。

また、本件補助金⑥⑦について、それぞれ、交付決定の翌日の平成28年2月25日付概算払い申請書に基づき、100万円ずつ全額の概算払いがなされ

ている。しかるに、概算払いの理由は、「本大会出場にあたり多大なる経費の支出が見込まれ、派遣事業を円滑に推進するため」と記載されるのみで、また疎明資料は添付されていない。

補助金の交付はあくまで補助金額の確定後が原則であって、概算払いはあくまで必要性が認められる場合の例外であることからすれば、補助事業者である群馬県高等学校野球連盟が概算払いを必要とする必要性につきより具体的な記載を求め、また資料をもって必要性の疎明を求めるべきである。

(カ) 本件補助金⑥⑦の補助額の妥当性、算定方法につき再検討を行うべきこと（意見173）

結論：補助額が妥当であることにつき、算定方法を含めて再検討を行うべきである。

説明：本件補助金⑥⑦は、群馬県高等学校野球連盟に交付されるが、同連盟は本件補助金を出場校に交付する。出場校はこうした補助金を受ける以外にも、寄付を募るなど、自助努力もして選手団を甲子園に派遣している。具体的には、本件補助金のほか、出場校が所在する各市町村の補助金、父兄やOB等による出場校に対する寄付金等により甲子園大会への派遣資金が賄われている。これらの市町村からの補助金収入や父兄等からの寄付金収入の多寡は出場校や所在市町村により開きがある。また、事業実施に必要となる費用についても、派遣人数や開催日程、勝敗による滞在日数等によって変動するものであって、一律のものではない。

しかるに、本件補助金⑥⑦は毎年度100万円を定額として交付しており、近年において額の変動は見られず、またその具体的算定方法も明確でない。したがって、上記事情を踏まえ、補助額100万円が妥当であることにつき、算定方法を含めて再検討を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、スポーツ基本法に基づき、学校体育の振興及び運動部活動の競技力向上を図るための事業に対して補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、体育大会開催・派遣に関する事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県体育大会等振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は予算の範囲内において算出する（要綱第3条）。

体育大会開催費補助、全国・関東大会等派遣費補助という事業に対する補助事業者や補助対象経費が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金①②の支出先は群馬県中学校体育連盟、本件補助金③④⑤の支出先は群馬県高等学校体育連盟、本件補助金⑥⑦の支出先は群馬県高等学校野球連盟であり、いずれの支出先に対しても県有施設の貸与はない。

本件補助金の性質上、要綱によりそれぞれに交付先が限定されている。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

各補助金の算定方法は(キ)に記載したとおりである。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金の開始年度は不明である。

①群馬県中学校総合体育大会開催費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	1,500	1,500
平成24年度	1,500	1,500
平成25年度	1,350	1,350
平成26年度	1,350	1,350
平成27年度	1,350	1,350

②全国・関東中学校体育大会派遣費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	13,497	13,675
平成24年度	9,643	10,109
平成25年度	9,869	13,101
平成26年度	24,085	15,602
平成27年度	26,272	22,895

③群馬県高等学校総合体育大会開催費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	1,900	1,900
平成24年度	1,900	1,900
平成25年度	1,710	1,710
平成26年度	1,710	1,710
平成27年度	1,710	1,710

④関東高等学校体育大会開催補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	1,050	1,050
平成24年度	1,050	1,050
平成25年度	675	675
平成26年度	810	810

平成 2 7 年度	810	810
-----------	-----	-----

⑤全国・関東高校体育大会派遣費補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 2 3 年度	30,778	26,511
平成 2 4 年度	26,532	20,357
平成 2 5 年度	37,288	36,046
平成 2 6 年度	22,251	17,701
平成 2 7 年度	32,196	31,278

⑥全国高等学校野球選手権大会派遣補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 2 3 年度	1,000	1,000
平成 2 4 年度	1,000	1,000
平成 2 5 年度	1,000	1,000
平成 2 6 年度	1,000	1,000
平成 2 7 年度	1,000	1,000

⑦選抜高等学校野球大会派遣補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 2 3 年度	-	2,000
平成 2 4 年度	-	-
平成 2 5 年度	-	1,000
平成 2 6 年度	-	1,000
平成 2 7 年度	-	1,000

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金①は事業費補助であり、定額補助となっている。

本件補助金②は参加者旅費の実費補助であり、8割の定率補助となっている。

本件補助金③は事業費補助であり、171万円の定額補助となっている。

本件補助金④は事業費補助であり、1種目13万5000円の定額補助となっている。

本件補助金⑤は参加者旅費の実費補助であり、7割(定時制・通信制は8割)の定率補助となっている。

本件補助金⑥⑦は参加者旅費の実費補助であり、100万円の定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金①②③⑤⑦は県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

本件補助金④も県が100%負担するものであるが、開催市町村も同様の補

助として一部負担している。

本件補助金⑥⑦も県が100%負担するものであるが、同様のものとして、出場校が所在する市町村からの補助金が存在する。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金①から⑧までの事務に従事する人員は、いずれも、それぞれ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後1か月以内の実績報告書を提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

効果としては、i 体育大会が円滑に開催され(①)、全国・関東大会への参加の機会を確保し(②)、もって中学生の体育環境が向上すること、ii 群馬県高等学校総合体育大会及び関東高等学校体育大会を円滑に開催し(③④)、全国・関東高校体育大会への出場の機会を確保し(⑤)、全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球選手権大会への出場の機会を確保し(⑥⑦)、もって高校生の体育環境が向上することが挙げられる。しかし、直接的な効果の把握はその性質上困難であり、効果測定・評価などはされていない。